

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名: NPO法人『サークル・福寿草』 (認証番号22地福第1490-2号)
訪問調査 実施日: 平成23年12月15日(木)

②事業者情報

名称:(法人名) 社会福祉法人樫の木乳幼児福祉会 (施設名) かの木保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 對馬幸司	定員(利用人数): 110名
所在地: 〒447-0857 愛知県碧南市大浜上町5丁目1番地	TEL 0566-42-8200

③総評

<p>◇特に評価の高い点</p> <p>法人の理念に基づく基本方針に沿って、様々な福祉ニーズを抱えた乳幼児と地域に住んでいる高齢者を一つの「大きな家」の中で共に支え合う関係を重視しながら支援することを目指し、日々園児の人間形成につなげようとする取り組みをしている。園児が園の3階にあるプレイルームに行く際には老人デイサービスの前を通らなければならないため、園児は高齢者に必ず挨拶を交わしてからデイルームを通る決まりとなっている。さらに、園児が交代でデイサービスを利用する高齢者にお茶を出す「コーヒー隊」をつくって、日々高齢者に接する機会をつくっている。このように、子どもが高齢者を人生の先輩として敬う気持ちを養い、各々の役割を自覚することで、人間的な成長を促し、その取り組みが園にいる障害を抱えた乳幼児に対しても、ありのままを受け入れ、自分たちと同じように接することができる環境をつくっていると言える。さらに、日々の職員間の情報共有をはじめ、園児の家庭を年1回訪問することで、一人ひとりの家庭状況を把握し、その園児に合った保育を実践していることは、保護者からの意見や要望を把握することにつながり、今後も継続することを期待したい。</p> <p>◇改善を求められる点</p> <p>園長が考えている方針や職員に伝えたいと思っている意見や意向が、文書として残されていない点があった。今回の保護者アンケートや職員からのヒアリングから、園長の一人ひとりの子どもに対するあたたかい思いと、保護者に対する誠実な態度が確認できたが、それらが必ずしも見えてこない部分があった。このため、今後に向けた取り組みとして、園長から各職員へ伝達した内容は記録として残し、後日、伝えたどうかの事実確認ができるようにすると、より運営に反映されると思われる。また、保護者から意見や要望について、その吸収に努めている姿勢は評価できるが、掲示板の表示方法に関する意見や苦情箱や、外部の方への意見の表出に関しては、より意見や要望を出しやすい環境整備を行っていくことを期待したい。</p>
--

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>5年に一度の第三者評価受審を目指し今回で2回目の受審となります。保育制度と施策の枠組みの中で限界を感じながらも、保育ニーズと子どもの発達保障に真摯に向き合い行っている保育所運営や保育実践が、第三者評価という形で保育の外からどのように見えるかということの難しさを実感しています。第三者にも理解される言葉と方法で記録に残すことが私たちの課題と考えています。今回明らかになった、運営や実践の課題を更に改善していきたいと思えます。</p>
--

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(82項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	Ⓐ ・ b ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ★法人の理念を「保育園のしおり」に明記している。
- ★法人理念を踏まえた基本方針を定め、「保育園のしおり」にも明記している。
- ★「保育園のしおり」をはじめ、法人理念、基本方針を定めた用紙を配布し、園長から各職員に内容を伝達している。
- ★「保育園のしおり」を配布、入園時の説会の開催等、保護者にも周知している。

I-2 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ Ⓑ ・ c
I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	Ⓐ ・ b ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

- ★中・長期計画は定めているが、収支計画を含めた具体的な計画の策定ではない。
- ★中・長期計画を定め、事業計画の保育目標に反映させているが、具体的な内容とは言い難い。
- ★園長自ら職員会議の場で各職員に意見を求め、幹部職員で内容を話し合っている。
- ★各年度の事業計画を職員にも開示し、事業内容の周知を図っている。
- ★「保育園のしおり」を配布し、保護者にも周知している。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
I-3-(1)-①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	Ⓐ ・ b ・ c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	保 13	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★園長より、職員に対して各職員の役割を分担した分担表を配布し、役割と責任を明確化している。
 ★園長が、法令遵守に関連する研修会へ出席し、その内容を職員にも回覧し、周知を図っている。
 ★毎年保護者にアンケートをとり、意見の吸収に努めるとともに、各職員を交代で研修会に参加させ、資質向上に努めている。
 ★職員の残業をなくすことを目指し、その範囲で効率的な業務の遂行に努めている。また、コスト計算を行い、その内容の分析を行っている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	保 15	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	a ・ b ・ ㉔

評価機関のコメント

★市内の乳幼児の推移を確認しながら、地域における保育ニーズの分析を行っている。
 ★園長が経営状況を分析し、年度途中での利用開始にも備えながら職員の配置を検討して、年間を通じて適切な運営が出来るように努めている。
 ★外部監査は行っていない。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ b ・ ㉔
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	a ・ ㉔ ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	a ・ ㉔ ・ c

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	① ・ b ・ c
II-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	保 22	① ・ b ・ c
II-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	① ・ b ・ c
II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★地域に住んでいる子どもの人数や就業している保護者の情報から、保育ニーズに合った職員配置を考えながら、職員ごとに資格手当を設けることで、園長の裁量で職員給与の判断を行うようになった。
★客観的な基準に基づく人事考課については行っていない。
★把握された職員の意向や意見について検討する仕組みの構築が十分ではない。
★職員の健康維持に対する職員が相談する体制とそれを解決に繋げる体制の構築が十分ではない。
★保育過程に基づく研修計画を明記し、職員への周知を図っている。
★個別の職員の研修計画を立てて、その実施を行っている。
★個々の職員が研修に参加した際には報告書を提出し、園長、副園長(法人理事長を兼務)により個別に評価を行い、その結果に基づき、次年度の研修計画に繋げている。
★実習生を受け入れるためのマニュアルを作成し、実習生の受け入れを行っている。

II-3 安全管理

			第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
II-3-(1)-②	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 26	① ・ b ・ c
II-3-(1)-③	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	保 27	① ・ b ・ c
II-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	保 28	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑤	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	保 29	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑥	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	保 30	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑦	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 31	① ・ b ・ c
II-3-(1)-⑧	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	保 32	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★各教室に緊急時のマニュアルを整備し、職員に周知し、ヒヤリ・ハットを含めた緊急時対応の為の検討会も行っている。
★毎日職員により遊具の安全点検を行い、年1回業者による点検も行っている。
★感染症発生時マニュアルを作成し、発生状況を職員に通知するとともに、家族に対しては掲示板により伝達している。
★衛生管理マニュアルを作成し、日々調理場、水周りなどの衛生状況の点検確認を行っている。
★食中毒対策に関するマニュアルを作成し、職員に周知している。
★事故防止チェックリストを作成し、点検記録を行い、月1回検討会議を行っている。
★緊急時職員対応マニュアルを作成し、職員に周知している
★不審者に対応するためのマニュアルを作成し、職員に周知し、職員による訓練も実施している。

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 33	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-②	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 34	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 35	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	保 36	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	保 37	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	保 38	Ⓐ ・ b ・ c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 39	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

<p>★保育過程に地域とのかかわりの大切さを明記し、それに基づき地域への働きかけを行っている。</p> <p>★保育所内に設置している子育て支援センターを毎日開放し、地域の方が毎日訪問できる体制を整えている。</p> <p>★ボランティア受け入れに関するマニュアルを作成し、職員に周知し、担当者(主任保育士)を定めている。</p> <p>★社会資源表を作成し、それを職員室に掲示し、連絡先を含めた情報を職員に周知している。</p> <p>★市のコンサルテーション制度を活用し、必要な助言を得て、運営に反映させたり、市内の関係機関の連絡会との連携を深めている。</p> <p>★保育所内に設置している子育て支援センターを通じてアンケートを実施したり、地域の方から保育に関する相談を受けたりしながら、地域の福祉ニーズの把握を行っている。</p> <p>★把握した福祉ニーズに基づき、一時保育の実施や子育て支援センターの活動に反映させている。</p>
--

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 40	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 41	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(2)-①	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るなど利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 42	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 43	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 44	a ・ ⑥ ・ c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 45	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★一人ひとりの人格を尊重していることを「保育園のしおり」に明記し、それを職員間でも検討を行い、保護者に対する説明会を実施している。
 ★「保育園のしおり」に個人情報保護規程を明記し、それを職員にも周知している。
 ★保護者の家庭を訪問したり、個別面談を行うことで、一人ひとりの意向を確認しながら、日々の実践につなげている。
 ★家庭への訪問や個別懇談等を通じて、相談方法などを説明しながら、意見等を述べやすい環境を整備している。
 ★「保育園のしおり」に苦情解決のための体制について明記しており、外部への相談窓口について第三者委員が明記されているが、現状、苦情解決の方法として、意見等が出されていないのが現状である。また、意見箱が設置されているが、設置場所が見えやすい場所(1階教室前)にあるため、保護者がより意見箱を活用しやすくする工夫が求められる。
 ★保護者から出された意見に対しては、苦情・相談に関するマニュアルを整備し、それに基づき、担当職員は連絡帳等で迅速に対応している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。			
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 46	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(1)-②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 47	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 48	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 49	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 50	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 51	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 52	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★全職員が年1回の自己評価を行っており、現状の保育について見直す機会として実践している。
 ★各職員で行った自己評価の結果を職員会議で報告し、そこから見えてきた課題等を次年度の事業計画に反映させている。
 ★標準的な実践方法として、「かしの木保育園保育基準」を作成し、それを職員人も周知し、日々の保育を実践している。
 ★園長、副園長で、職員一人ひとりに対する「職員ノート」を利用して、職員一人ひとりの力量を判断しながら、その上で標準的な実施方法の見直しのための検討を行っている。
 ★園児一人ひとりについて、個別保育にて記録し、職員間の周知も行っている。
 ★個人情報に関する基本方針及びプライバシー保護規程の両面から、記録に関する管理を行っている。
 ★各担当職員による保育記録に基づき、現状を把握するために、月1回ケース会議を行っている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果	
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 53	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 54	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
Ⅲ-3-(2)-①	保育所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 55	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★市の入園説明会にパンフレットを置いて情報提供を行い、市内の保育園の選択に資するように努めている。
 ★「保育園のしおり」に保育内容を詳細に記入しており、その資料により入園説明会を実施したり、年度の途中で入園する園児の保護者に対しては、同様の資料に基づき個別に説明している。
 ★園独自様式である「保育連絡帳(転園児)」を作成して、円滑に引継ぎが出来るように努めている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果	
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 56	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	保 57	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 58	Ⓐ ・ b ・ c

評価機関のコメント

★児童票、健康の記録、家庭との生活状況等、園が定めた各様式を使用しながら、一人ひとりのアセスメントを実施し、ニーズの把握を行っている。
 ★保育過程に基づき、現状に即した個別保育、日案にて、一人ひとりの保育状況に合わせた指導計画を作成している。
 ★職員間で、月1回、指導計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-5 保育の固有サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 健康管理・食事サービスが適切に行われている。			
Ⅲ-5-(1)-①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 59	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 60	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 61	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-④	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	保 62	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 63	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑥	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て適切な対応を行っている。	保 64	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2) 保育環境が適切に整備されている。			
Ⅲ-5-(2)-①	子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 65	Ⓐ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	保 66	Ⓐ ・ b ・ c

Ⅲ-5-(3) 保育内容が適切に行われている。

Ⅲ-5-(3)-①	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	保 67	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-②	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対処している。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-③	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-④	身近な自然や社会と関われるような取組がなされている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑤	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑥	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑦	子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑧	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	保 74	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑨	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑩	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑪	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 77	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3)-⑫	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を考慮しながら行っている。	保 78	① ・ b ・ c

Ⅲ-5-(4) 入所児童の保護者の育児支援が適切に行われている。

Ⅲ-5-(4)-①	一人ひとりの保護者と、日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	保 79	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-②	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	保 80	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに保育所長まで届く体制になっている。	保 81	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(4)-④	虐待を受けていると疑われている子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	保 82	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

★健康管理マニュアルに基づき、園児の健康状態を確認しながら保育を実施し、それらを連絡帳等に記録している。
 ★健康診断結果については、職員会議に報告を行い、保護者にも伝達している。
 ★食べる食事の食材の説明を行い興味や関心を引きつけたり、食べる前には全員で歌を歌ったりしながら、全員が楽しい食事になるように努めている。
 ★一人ひとりが食べる分量の把握を行ったうえで、一人ひとりの器に異なった分量の食べ物を盛っていることで、食べ残し等がないように努めている。また、食べ残しが多い料理があった際には、次回の調理方法へ工夫する取り組みも行っている。
 ★給食内容をサンプルを掲示板に写真にして掲示し、保護者に伝えている。また、子どもがおいしかったと言った料理の調理方法を保護者から質問されることもあり、その際には料理方法を説明している。
 ★アレルギー疾患がある園児については、全員について医師の指示に従って、調理方法を変更している。
 ★日当たりの良い教室、砂場の砂の消毒作業、木に安全に登ることの出来る工夫等、自由にのびのびと過ごすことのできる環境をつくっている。また、1階については2部屋の仕切りを外すと1部屋に大きくなり、のびのびと過ごすことも可能である。
 ★洗面台の前に鏡を設置して園児が適切に歯磨きができるようにする工夫、トイレの清潔を保つための取り組み等を行っており、生活の場として快適に過ごすことが出来る工夫を行っている。
 ★各クラスの担任は、現状にあわせながら1～2人体制にすることで余裕を持たせ、一人ひとりの園児の性格や行動等を把握できるように取り組んでいる。
 ★生活習慣については、家庭訪問や保護者との面接等の際に確認している。また、外国籍の園児の保護者に対しては、連絡帳にはひらがなを多く用いるなど、情報を伝わりやすくする工夫を行っている。
 ★園児が自由に外で出て思い思いに過ごしたり、園内に図書コーナーを設けていることで、誰でも自由に本を取り出して読むことができる環境をつくっている。
 ★安全に木登りが出来るように工夫したり、花壇をつくり花や野菜を育てたり、近所の神社に出かけて自然に触れ合う機会をつくっている。
 ★クレヨン、粘土、紙、様々な用具をそろえて自由に使えるようにしている。また、楽器を自由に使えるようにして、リトミック教育にも取り組んでいる。
 ★園の3階に老人デイサービスを開設しており、毎回、「コーヒー隊」として当番の園児が、高齢者にお茶出しを行ったり、歌を歌ったりしながら、異世代交流を行っており、年長者を敬う気持ちを育み、人格形成の一助としている。

- ★子どもの人権擁護に関する研修会の他、外国籍の園児、障害を持つ園児とも自然に溶け込める雰囲気をつくるようにしている。
- ★食事の際の当番や席位置について男女で区別していない。また、折り紙を自由に使えるようにして、男女とも自由に選ばせている。
- ★適切な乳児保育のために、事例検討会を定期的に行っている。また、日頃も保護者と連携表に記録しながら、保護者への配慮も行っている。
- ★通常保育時間を過ぎた後は、1階の園児は2階にあがり、異年齢保育の交流の機会を取り入れながら、少人数になっても互いに交流しながら過ごすことができる環境をつくっている。
- ★障害児の園児を円滑に受け入れることができるように、園内をバリアフリーにしてあり、さらに老人デイサービスを併設していることからエレベーターも設置しており、障害児の受け入れの環境を整えており、実際に障害児受け入れの実績もある。
- ★一時保育専用の部屋(プチ保育室)を設け、担当職員も配置しており、突然の受け入れ要請にも円滑に応えられる体制をつくっている。
- ★家庭訪問(年1回)、個別懇談(年1回)の機会をつくっている。
- ★家庭の状況として、「家庭のようす」という様式を作成し、それに基づき保護者に協力を求めながら情報交換に努めている。
- ★虐待に関するマニュアルに基づき、研修を実施し、保育場面でも虐待が疑われる事例を発見した際には、速やかに園長に報告することになっている。
- ★園長は、職員が虐待が疑われる事例を発見した際は、関係機関に通告を行っている。